# chemSHERPA V2R1について

2024年9月12日

アーティクルマネジメント推進協議会 (JAMP)



## 第1部 V2R1の目的と概要

第2部 データ作成支援ツールの説明



## 第1部 V2R1の目的と概要

- 1.V2R1の開発の背景と目的
- 2.chemSHERPAの部品の多階層表現
- 3.chemSHERPAにおける全成分情報
- 4.全成分情報から成分情報への変換
- 5.CI(化学品)からAI(成形品)への連携
- 6.管理対象候補物質の物質リストへの追加
- 7.V2R1についてのQ&A



## 1.V2R1の開発の背景と目的

#### 開発の背景

- ①chemSHERPAはIEC62474国際標準に準拠する基本方針であるが、次期バージョンの発効遅れが予想される
- ②chemSHERPAのコンセプトである「つながる化学物質情報」実現のためには、現状のV2の枠組みで可能なさらなる情報伝達の促進を図る支援機能が必要であると判断

#### 開発の目的

#### 「つながる化学物質情報」実現のために

- ①IEC62474への準拠性、他のスキームとの連携性を向上するために、部品の「多階層表現」への拡張
- ②自動車、電機電子双方の顧客へ情報提供する企業のために「全成分情報」機能の追加
- ③最初の成形品を製造するメーカーへのCI→AI連携機能の提供

#### 活用度や利便性向上のために

④規制前の個社調査を抑制するための管理対象候補物質の物質リストへの追加

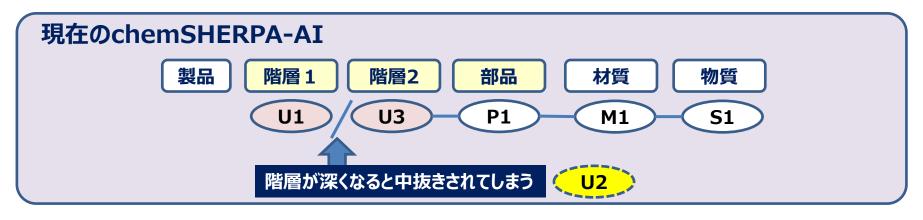
※オンライン更新機能の搭載について

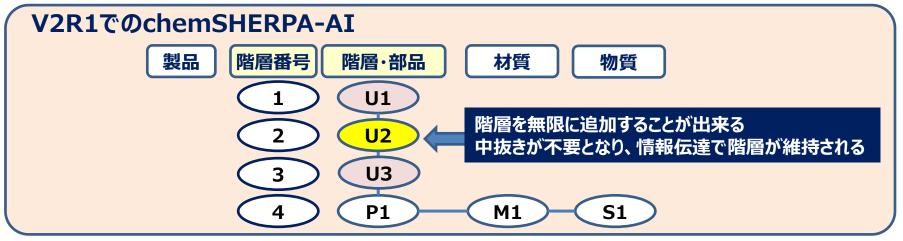
V2R1.00.0から搭載予定であったツールのオンライン更新機能については、利便性の観点で仕様の再検討、見直しを行います。 従いまして、本正規版ツール(V2R1.00.0)においては、オンライン更新機能の搭載は見送りました。」



### 2.chemSHERPAの部品の多階層表現

自動車業界では、部品階層は無限に階層表現ができます。また、現IEC62474のスキーマ定義においても無限階層を記述できるルールであり、自動車業界との連携、および国際標準化(今後の他システムとの連携)の観点で、部品階層の多階層表現が必要となっていました。



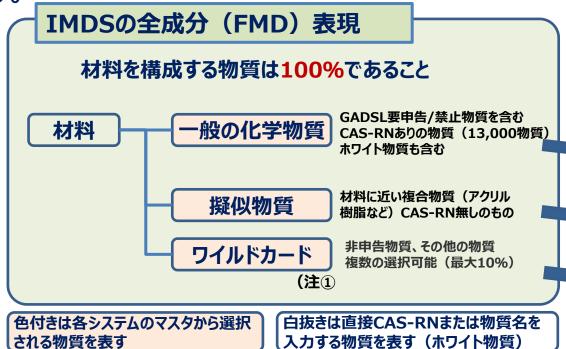


多階層化は、AIの複合化で 実現されるものであり、原部 品からの情報伝達においては 新たな手間が発生するもので はありません。

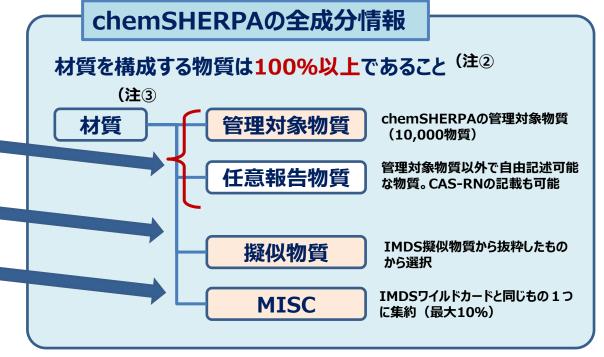


## 3.chemSHERPAにおける全成分(FMD)情報

V2R1の全成分(FMD)は、IEC62474のFMD (Full Material Declaration) に準拠し、かつIMDS物質表現を可能とします。従来の任意報告物質および擬似物質、MISC(秘匿物質)の選択により、100%以上の含有率で物質を構成します。



注① ワイルドカード:ジョーカーとも言い特定の物質を定義しない。たとえば、 "Miscellaneous, not to declare" (MISC:ミスク)の選択が可能。 GADSLの要申告物質をワイルドカードまたは擬似物質に含めることは禁止

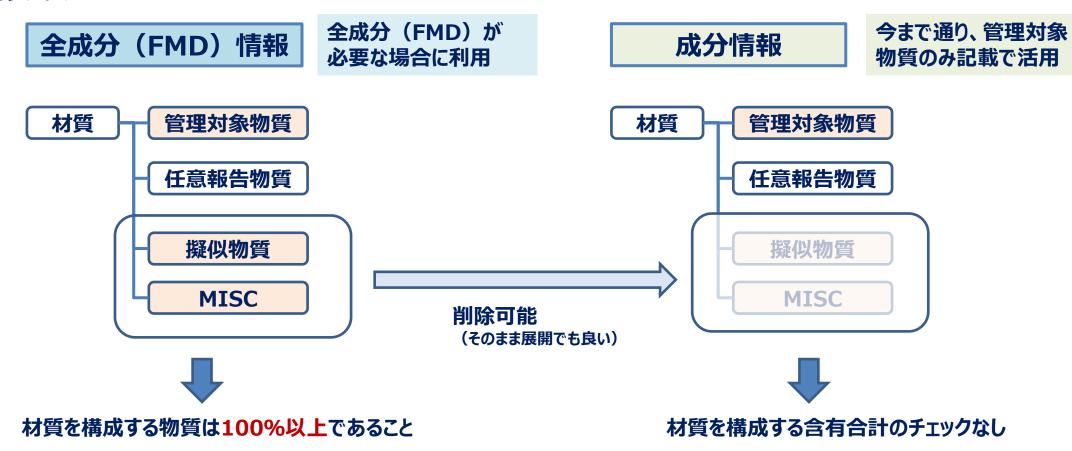


- 注② chemSHERPAでは従来の最大含有率で表現されているため、100%を 超えることが考えられるため。(IMDSでは最小一最大含有率表記であり、 100%にするための計算ルールが提示されている
- 注③ chemSHERPAではIMDSと異なる材質表現を継承。 (IMDSのVDA材料区分には引き当らない)



## 4.全成分(FMD)情報から成分情報への変換

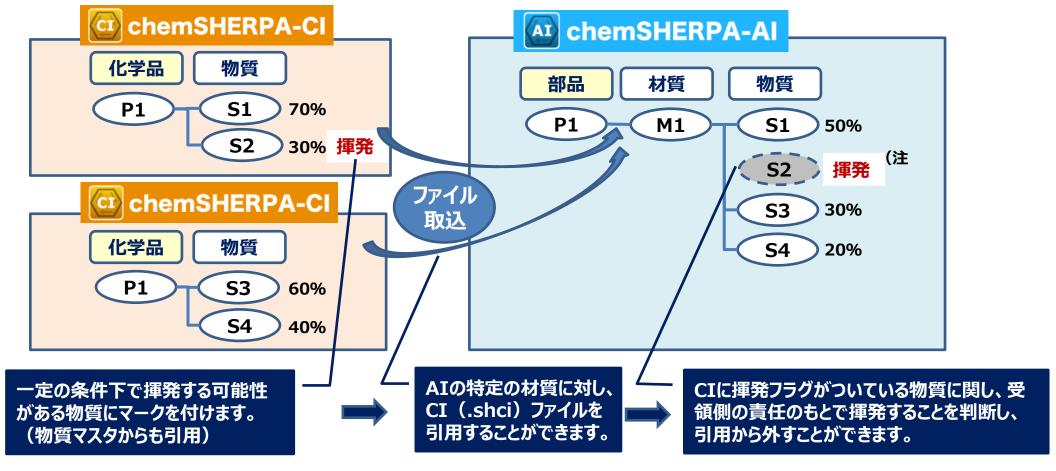
全成分(FMD)における擬似物質、MISCは100%以上を構成するための物質であり、成分情報においては必要のないケースを想定して、成分情報では削除できる機能を実装します。成分情報は従来通り、管理対象物質の情報伝達として残ります。





#### 5.CI(化学品)からAI(成形品)への連携

CI(化学品)の組成からAI(成形品)の組成へは、化学変化を伴うため、連携機能はありませんでしたが、CIからAIへの情報伝達(つながる化学物質情報)を支援するため、一定の条件のもと情報連携を可能としました。





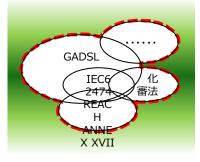


### 6.管理対象候補物質の物質リストへの追加

公表されている規制物質で規制の施行前では、chemSHERPA管理対象物質には収載できないルールです。 このため、施行前の物質の調査は、各社の個社様式での調査が発生し、サプライチェーンでの多大な負荷が生じていました。(TSCA禁止物質など)

2022年12月から、任意報告推奨物質として運用開始していますが、これを管理対象候補物質として物質リストへ組み込むための仕様を追加しました。

ID	対象とする法規制及び業界基準
LR01	日本 化審法 第一種特定化学物質
LR02	米国 有害物質規制法(Toxic Substances Control Act: TSCA)使用禁止または制限の対象物質(第6条)
LR03	EU ELV指令 2000/53/EC
LR04	EU RoHS指令 2011/65/EU Annex II
LR05	EU POPs規則 (EC) No 850/2004 Annex I
LR06	EU REACH規則 (EC) No 1907/2006 Candidate List of SVHC for Authorisation (認可対象候補 物質) およびAnnex XIV (認可対象物質)
LR07	EU REACH規則 (EC) No 1907/2006 Annex XVII(制限対象物質)
LR08	EU 医療機器規則 (MDR) (EU) No 2017/745 Annex I 10.4.1.(a)および10.4.1.(b)
LR09	China RoHS (中国)电器电子产品有害物质限制使用管理办法
IC01	Global Automotive Declarable Substance List (GADSL)
IC02	IEC 62474 DB Declarable substance groups and declarable substances



管理対象基準に該当する 化学物質の全体(和集合)を 管理対象物質と呼びます

#### 管理対象候補物質とは

chemSHERPA管理対象基準のうち法規制に掛かる基準において(現在LR01からLR09)、その草案段階の化学物質が当該基準に追加される以前に、サプライチェーン上の必要な範囲で含有情報の調査を任意で行うことが推奨される化学物質として、JAMP会員からの申請に基づきJAMPが選定したものです。

#### CD01 管理対象候補物質

物質リストへ追加するための仕様を追加 (ツールV2R1.00.0時点では管理対象候補物質の追加は無し)



## 7.V2R1についてのQ&A

NO	V2R1に対する質問	回答
1	なぜV2R1なのか	ISO/IEC国際標準への準拠(V3)を予定していましたが、発効遅れが見込まれるため、必要と考えられる機能強化を図ることにしました。
2	従来の成分情報のみで良い企業も 全成分(FMD)を要求することに なるのではないか	多くの電機電子の川下企業は、全成分(FMD)を必要としないと考えられます。この場合、従来の成分情報での調査依頼を行うことを「利用ルール」に記載し、JAMP会員企業へ要請します。
3	V2R1ではIMDS連携ができない のか	完全なIMDS連携のためには情報が不足していますので、情報の補完を前 提にご利用頂くことになります。
4	V2R1でchemSHERPAを一層 普及させるための施策は何か	リリース前に一般ユーザーに広くトライアルを実施して、実際に操作をできるように対応しました。 リリース後は、各種教育講座やセミナーによる教育、適正情報流通への取り 組みを実施してまいります。



## 第2部 データ作成支援ツールの説明

- 1. データ形式 (書式バージョン) について
- 2. 部品の多階層表現
- 3. 全成分(FMD)の伝達
- 4. CIにおける変換物質の定義とAIへの連携
- 5. 管理対象候補物質の物質リスト追加



#### 1-1. データ形式 (書式バージョン) について:扱えるデータ形式

- ・chemSHERPA V2R1で扱うデータ形式はV2ex形式になります。
- ・V2ex形式のリリース後、サプライチェーンでの混乱を避けるため、データ作成支援ツールV2R1では、当面、従来のV2形式での入出力も可能※としています。



- ・V2形式: IEC62474 ed2 2018 (スキーマバージョンx8.00) に準拠し、部品階層数に制限を設けたchemSHERPAの書式
- ・V2ex形式: IEC62474 ed2 2018 (スキーマバージョンx8.00) に準拠し、部品階層数の制限を除外したchemSHERPAの書式
- ※データ読み込み時はツールがV2ex/ V2形式を自動識別します。
- データ出力時はV2ex形式、V2形式のどちらで出力するかを画面選択します。(デフォルトはV2ex形式)





## 1-2.データ形式 (書式バージョン) について:データ形式の識別と表示

・作成されたchemSHERPAのデータファイルがどのバージョンの形式なのかが識別できるよう、 外部リストバージョン、出力形式名(V2ex/V2)をデフォルトファイル名に含みます。

またデータ作成支援ツールに読み込み後、画面上でデータの形式が表示※されます。 ※実際の形式判断はデータの中身で確認します。

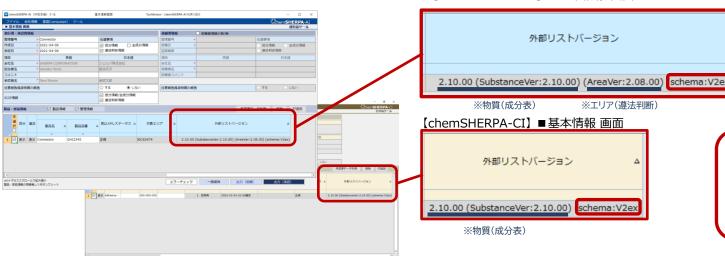
【ファイル名 命名規則(デフォルト)】

識別子\_発行者整理番号\_外部リストバージョン\_出力形式\_出力日付時分秒.拡張子

ex) 成形品V2ex形式 : SHAI\_999999999 2.10.00\_V2ex\_20240701161928.shai

【データ作成支援ツールでの確認(基本情報画面)】

【chemSHERPA-AI】■基本情報 画面

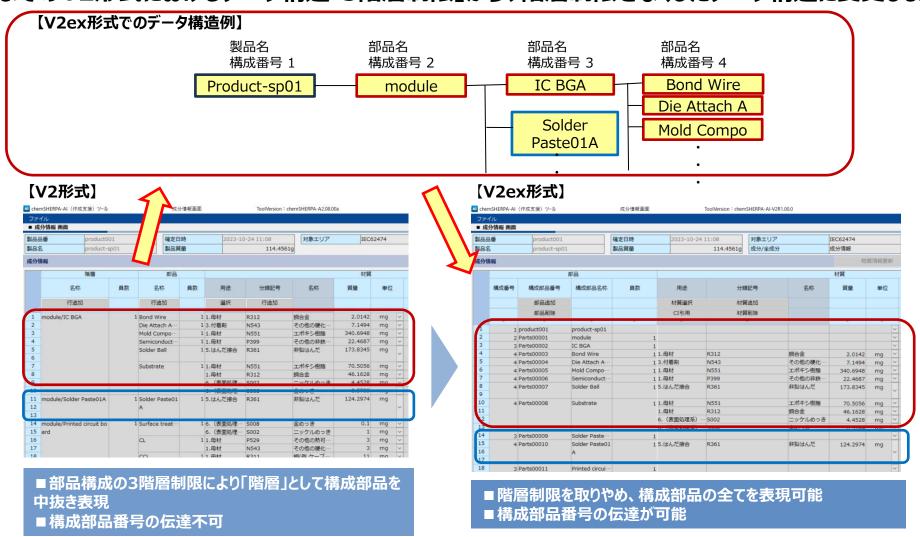


※書式バージョン:従 来の「V1」「V2」の表現 は変更なく、新たに 「V2ex」が追加されます。



### 2-1. 部品の多階層表現

#### これまでのV2形式におけるデータ構造「3階層制限」から、階層制限をなくしたデータ構造に変更します。



## 2-2. 部品の多階層表現 (V2形式データの出力)

- ① V2形式データの出力:構成部品を階層情報に展開、階層制限を超える場合は中抜きを実施した上で員数調整します。
  - ※個社システムがV2ex形式にまだ対応できていない場合に時限措置として、V2形式データを出力できるものです。 [V2R1] ■ 成分情報 画面 ※V2R1では成分情報の先頭行に構成番号1として、基本情報の製 確定日時 2024-07-29 11:36 対象エリア olebel01 品品番/製品名がプリセットされ、成分情報画面では修正が出来ません。 Product lebel01 製品質量 20g 成分/全成分(FMD) 成分情報 [V2] ☑ chemSHERPA-AI(作成支援)ツール 成分情報画面 ToolVersion: chemSHERPA-A2.09.00 部品 ■ 成分情報 画面 構成部品番号 構成部品名称 員数 用途 分類記号 名称 plebel01 確定日時 2024-07-29 11:36 対象エリア 材質選択 部品追加 材質追加 製品名 Product\_lebel01 製品質量 20g CI引用 材質削除 成分情報 1 plebel01 Product\_lebel01 材質 階層 貝数 貝数 分類記号 名称 名称 用途 名称 単位 4 lbl4-A1-01 5 lbl5-A1-01-001 part5-A1-01-001 11.母材 R111 高合金鋼 行追加 5 lbl5-A1-01-002 part5-A1-01-002 12.被覆 行追加 行追加 2 part5-A1-01-001 1 1.母材 11.母材 R111 高合金鋼 part2-A/part4-A1-01 R111 高合金鋼 5 lbl5-A1-02-001 part5-A1-02-001 PΕ part5-A1-01-002 12.被藉 PΕ 5 lbl5-A1-02-002 part5-A1-02-002 12.被覆 P511 2 part5-A1-02-001 11.母材 高合金細 part2-A/part4-A1-02 4 lbl4-A2-01 part4-A2-01 part5-A1-02-002 1 2.被覆 11.母材 高合金鋼 5 lbl5-A2-01-001 part5-A2-01-001 R111 part2-A/part4-A2-01 2 part5-A2-01-001 1 1.母材 R111 高合金鋼 5 lbl5-A2-01-002 part5-A2-01-002 12.被覆 PΕ 1 2.被覆 P511 part5-A2-01-002 4 lbl4-A2-02 part4-A2-02 2 part5-A2-02-001 1 1.田材 R111 高合金鋼 part2-A/part4-A2-02 11.母材 高合金鋼 5 lbl5-A2-02-001 part5-A2-02-001 R111 part5-A2-02-002 1 2.被覆 PΕ 5 lbl5-A2-02-002 part5-A2-02-002 12.被覆 1 1.田材 part2-B/part4-B1-01 2 part5-B1-01-001 高合金鋼 10 ツールV2R1で、上図のV2形式表現はありません。 4 lbl4-B1-01 part4-B1-01

「注意] V2形式で出力する場合、成分情報の中間階層の構成部品が上位階層に集約される可能性があります。

R111

11.母材

また、集約されることで、階層質量が減少し、階層質量を分母とした「成形品(Article)中含有率」が変化(増加)する場合があります。
※Articleフラグが末端部品(または材質)に設定されている場合は、その部品(または材質)分母で計算されるため影響ありません。
詳細は chemSHERPA Technical Guide をご参照ください。 https://chemsherpa.net/tool#sample



5 lbl5-B1-01-001 part5-B1-01-001

出力されたデータ構造がV2形式になっていることの説明用です。

#### 2-3. 部品の多階層表現 (V2形式データの読込)

② V2形式データの読込:階層情報を部品に構成展開し員数調整します。



※複合化の場合、複合化元がV2であれば自動的にV2exへ変換(階層を分解)後、複合化するため、事前に変換を実施頂く必要はありません。



#### 3-1. 全成分 (FMD) の伝達

全成分(FMD(フルマテリアルデクラレーション))とは、すべての材料が宣言され、すべての物質が宣言されるか、 匿名の識別情報によって宣言される表現である。

現時点では、chemSHERPAでは自動車業界への伝達用であることを前提とし、管理対象物質(候補含む)、任意報告物質、擬似物質、及びMISCで構成され、化学品では製品、成形品では各材料あたり100%以上の含有率であることが求められる。

	物質	成分情報	遵法判断情報	全成分(FMD)
1	管理対象物質	0	○IEC 62474のみ	0
2	管理対象候補物質	△任意	×	△任意
3	任意報告物質	△任意	×	△任意
4	擬似物質※1	×	×	△任意
5	MISC%2	×	×	△ <b>任意</b>
	報告成分合計	制限なし	制限なし	100%以上
		ツールに	て成分形式を変換可	15

※1 擬似物質とは:

CAS番号を持たないが該当物質を正確に表すことができる化学物質、又は化学物質のグループを指す。例えば"アクリル樹脂"など。なお、実在の化学物質であり、ワイルドカードとは異なる。(IMDS user manualより)。日本自動車部品工業会のCASなし物質からchemSHERPA管理対象物質に該当するものを除いて引用される。chemSHERPAでは、擬似物質には管理対象物質を含めてはならない。

物質追加必要

※2 MISCとは:

not to declare / Miscellaneous 秘匿物質を言う。MISCには管理対象物質を含めてはならない。材質あたり10%以下である必要があります。



○: 報告必要△: 任意×: 対象外

## 3-2. 全成分 (FMD) の伝達

#### 全成分情報を意図して伝達する場合、伝達事項として「全成分(FMD)」を宣言します。

9.1.	全成分(FMD)の作成と伝達について	• •
	依頼者は、自動車用途で利用するな	ど特別な理由がある場合に全成分(FMD)を依頼することができ
	る。B2Bで合意された特別な理由が	ない場合は、全成分(FMD)での提出を求めるべきではない。
	回答者は、自動車用途で利用するな	ど特別な理由により、製品の供給先から依頼された場合、全成分
	(FMD)を伝達する。	( chemSHERPA利用ルール 9.1.より引用)

【chemSHERPA-AI】 基本情報 画面

【chemSHERPA-CI】 基本情報 画面

🚾 chemSHERPA-AI(作店	成支援)ツール 基本	<b>卜</b> 情報画面	ToolVersion:	🖸 chemSHERPA-CI(作系	成支援)ツール	基本位	情報画面	ToolVers
ファイル 会社情報	言語(Language) ツール			ファイル 会社情報	言語(Language) ツ	ール		
■ 基本情報 画面				■ 基本情報 画面				
発行者・承認者情報				発行者・承認者情報				
整理番号 *		伝達事項		ZEIJH TABUHIHTU				
作成日 *	<yyyy-mm-dd></yyyy-mm-dd>	□ 成分情報 ☑ 全成分	(FMD)	整理番号 *			伝達事項	
承認日 *	<yyyy-mm-dd></yyyy-mm-dd>	☑ 遵法判断情報		作成日 *	<yyyy-mm-dd></yyyy-mm-dd>		□ 成分情報	_
項目	英語	日本語		承認日 *	<yyyy-mm-dd></yyyy-mm-dd>		☑ 全成分(FMI	0)
会社名 *				項目	英語	5		日本語
担当者名 *								
コメント				担当者名 *				
承認者名 *				コメント				
管理対象候補物質の報告	ī	○ する ○ しない	_					
SCIP情報		□ 成分情報/全成分(FMD) □ 遵法判断情報		管理対象候補物質の報告	<u> </u>		O する	○ しない



#### 3-3. 全成分 (FMD) の伝達

<u>伝達事項として、「全成分(FMD)」を宣言することにより、全成分情報として必要となる条件に応じた入力チェック※</u>が実施されます。

※成分情報上、MISCを除いて各材質当たりの含有率が90%以上である事など



#### ※「全成分(FMD)」宣言時の留意事項

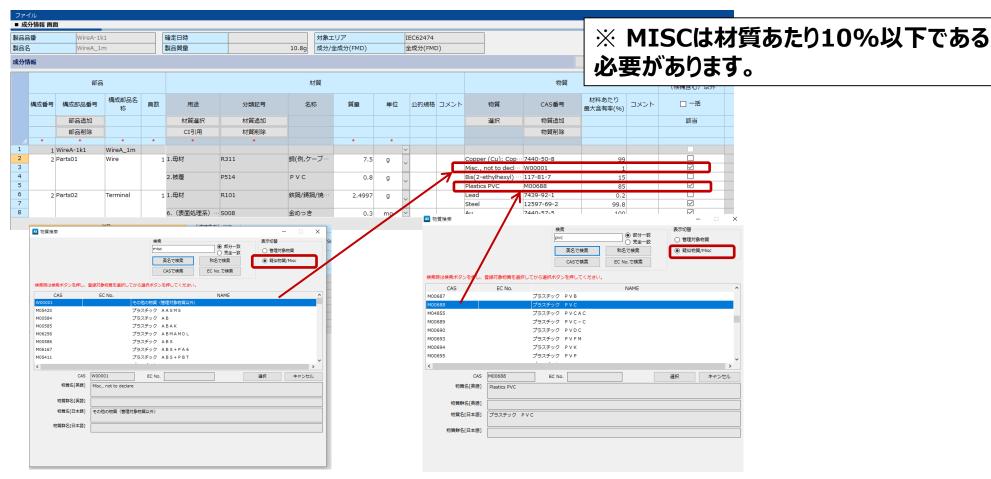
- ・chemSHERPA管理対象物質以外の任意報告物質は、「成分」選択時同様、物質リストからの選択ではなく、自身で物質情報を入力します。
- ・MISC、自動車関連の擬似物質は、V2R1から物質リストのデータとして設定されますので、管理対象物質同様、リストから選択します。
- ・擬似物質、MISCは、FMDでの入力で使用します。FMDは自動車関連のサプライチェーンでの伝達を前提としております。chemSHERPAの擬似物質は、自動車関連のサプライチェーンで使用されている擬似物質から選択(chemSHERPA管理対象物質に該当するものは除かれる)されていますので、自動車関連の情報伝達に準じてご使用ください。
- ・化学品では製品、成形品では各材質あたり100%以上の含有率で記載する必要があります。但し管理対象物質は、擬似物質、MISC に含めてはいけません。



### 3-4. 全成分 (FMD) の伝達

全成分(FMD)では各材質あたり100%以上で物質の記載が必要です。

任意報告物質は、物質リストからの選択ではなく、自身で物質情報を入力します。MISC,疑似物質は下図のように物質検索画面から選択できます。





### 3-5. 全成分 (FMD) の伝達

#### 複合化の際は、複合後の扱いを「全成分(FMD)」「成分情報」どちらとするかを選択します。

- 複合化対象として読込んだデータが「全成分(FMD)」「成分情報」のどちらで作成されているかは識別情報により判別可能となります。
- 複合化対象に「全成分(FMD)」「成分」データが混在している場合に、複合化後の扱いに「全成分(FMD)」を選択した場合、「成分」データを「全成分(FMD)」の条件を満たすために、成分情報を追加する必要があります。





#### 4-1. CIにおける変換物質の定義とAIへの連携

chemSHERPA-CI(化学品)では、成分情報で変換物質(可能性のある)を定義し伝達することを可能とします。

選択肢の設定は、「揮発」、「反応」、「析出」が選択可能です。変換物質についての特定の用途、条件等があれば「コメント」欄に記載できます。

Chemsherpa-Ci										
■ 成分情報 画面								☑ 変換物質の選択 -	- 🗆	X
製品品番 H-1A	確定日	確定日時				依頼者コメント		**************************************		
製品名 Clear-Coat	成分/全	È成分(FMD)	成分情報	成分情報		分/全成分(FMD)(依賴		変換物質を選択してください。		
管理対象物質の含有有無	* 1.本製品は管理	<b>型対象基準に掲載さ</b>	れる管理対象物質	質(候補含	む)を含有します			□ 複数を選択する (ctrl+クリックで選択)		
成分情報 ※ctrl+マウススクロールで拡大縮小 物						物質情報更新		1:揮発		
						_	2:反応			
	物質				管理対象物質 (候補含む) 以			3:析出		
物質名	CAS番号	最大含有率(%)	変換物質	コメント	□─括	LR01	LF			
選択	行追加		選択		該当	CSCL	TS			
*	*	*								
1 Toluene	108-88-3	70	揮発					OK クリア	キャン	セル
2 Zinc oxide; C.I. 77947	1314-13-2	10								
3 Acrylonitrile butadiene styrene poly	ymer 9003-56-9	20								

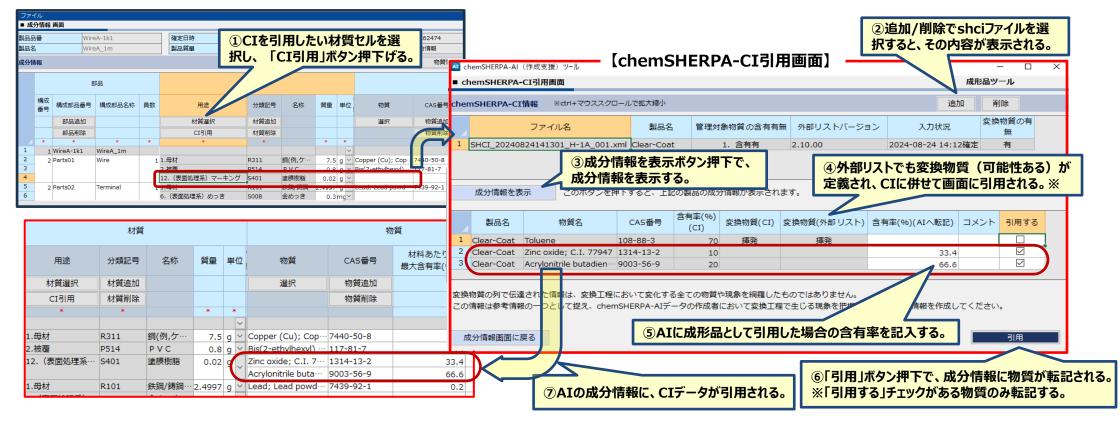
#### 選択肢の設定対象となる物質

- 「揮発」蒸発しやすく、大気中で気体となる性質のことをいいます。
  - 使用用途において揮発することを想定して添加している物質に設定します。
- 「反応」化学結合が変化し性質の異なる物質を生じる変化のことをいいます。
  - 他の物質と反応したり、特定の条件により性質が変化することを意図して添加している物質に設定します。
- 「析出」固体以外の状態にある物質が固体として現れる現象をいいます。
  - 溶液から特定の溶質が固体として析出することを意図した物質に設定します。



#### 4-2. CIにおける変換物質の定義とAIへの連携

#### chemSHERPA-AI(成形品)でchemSHERPA-CI(化学品)のデータの引用を可能とします。



- ※物質リスト上の変換物質(可能性ある)は、現時点では、「揮発」、「反応」、「析出」のうち、「揮発」のみ選択設定しています。 揮発性物質の選択は、NITE-CHRIPに掲載の下記リストを元に付与しており、物質リストの全ての物質を対象にはしていません。
- ・ 安衛法 特化則対象物質のうち特別有機溶剤に指定されている物質
- · 安衛法 有機則対象物質
- · 大防法VOC(揮発性有機化学物質)



### 5-1. 管理対象候補物質の物質リスト追加

※ツールV2R1.00.0では、管理対象候補物質の追加はありません。

草案段階の規制候補物質が『管理対象候補物質』※として物質リストに組み込まれることに伴い、 成分情報画面に識別子(CDS)※を新たに追加します。

[chemSHERPA-AI]

·規制										
SVHC REACH Annex XVII MDR China-RoHS GADSL IEC62474										
該当	物質用途	該当	物質用途	該当	該当 達用除外		該当	該当	該当	
							D			
							D/P		1	
							D			
CLIEDDA	-									

[chemSHERPA-CI]

管理対象基準											
LR01	LR02	LR03	LR04	LR05	LR06	LR07	LR08	LR09	IC01	IC02	CD01
CSCL	TSCA	ELV	EU-RoHS	POPs	SVHC	REACH Annex XVII	MDR	China-RoHS	GADSL	IEC62474	CDS
						1			D		
									D		
											1

※管理対象候補物質(CDS: Candidate for Declarable Substances)とは chemSHERPA管理対象基準のうち法規制に掛かる基準において、その草案段階の化学物質が当該基準に追加される以前に、サプライチェーン上の必要な範囲で含有情報の調査をすることが推奨される化学物質として、JAMPが選定したものをいいます。 従って、管理対象候補物質は、管理対象物質には該当しません。



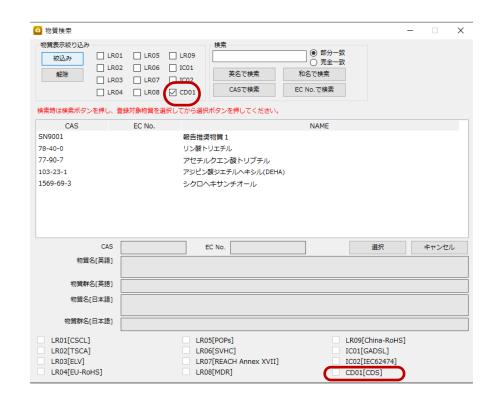
### 5-2. 管理対象候補物質の物質リスト追加

#### 管理対象候補物質で他の法規制/業界基準同様、検索/絞り込み可能となります。

#### 【chemSHERPA-AI】物質選択画面



#### 【chemSHERPA-CI】物質選択画面





## 5-3. 管理対象候補物質の物質リスト追加

管理対象候補物質の報告はあくまで『任意』となりますが、管理対象候補物質の含有確認を意図して実施したのか否かを川下に伝達するための『宣言』が新たに追加されます。

#### 【chemSHERPA-AI】基本情報 画面



#### 【chemSHERPA-CI】 基本情報 画面



※管理対象候補物質が存在しない(物質リストに非収載の)場合、宣言の選択は不要です。(エラーチェックを行いません) 管理対象候補物質が存在する(物質リストに収載の)場合は、宣言の選択がないとエラーとなります。



